（※１）　取得価格が１億円以上の行政財産。

（※２）　建替えは複合化を含む。

（※３）　「減損の兆候を判断する指標」を一つの目安とする。

（注１）　上記フローとは別に、築後50年目の施設については、施設の必要性や劣化状況に基づいて、将来的な方向性を検討。

（注２）　築後70年未満の建替えについては基本方針Ｐ30「ウ　更新にあたっての検討」で検討。

民間手法導入

メリット有

総量最適化、有効活用に向けた建物（施設）の点検のフローチャート

有効活用度(※3)が高い

築後７０年未満

府の施策、個別施設計画の位置付け上不要且つ

府民の安心・安全を守るため必要な施設でない

有効活用度が高い

人口減少社会、将来ニーズによる施設規模の適切性の検討

建替えの検討（※２）

建物（施設）（※１）

有効活用度が低い

築後７０年以上

府の施策、個別施設計画、府民の安心・安全面での検討

***維持***

***再生（維持）***

再生による継続使用の方が有利

***建替え（民活導入）***

民間手法（ＰＦＩ等）導入の検討

民間手法導入

メリット無

建替えの方が有利

他の施設を集約することが可能

***統合（集約化）***

***転用***

***有効活用（貸付）***

***売却***

***統合（移転）***

高齢化等新たなニーズに対応可

売却による

歳入確保が有効

スペースの

有効活用が可能

財産活用課

（４月）

財産所管課

（５～６月）

財務部

（７月）

財務部で連携し、財産所管課の検討案を確認

有効活用に向けた取組

利用率向上方策検討

新たな活用方策の検討

有効活用方策の検討

府の施策、個別施設計画の位置付け上必要又は

府民の安心・安全を守るため必要な施設である

現状規模維持

（余剰地無）

劣化度が激しい施設である

他の施設に移転することが可能

減築可能

（余剰地創出）

建替えor再生の検討

（70年フルコスト経費削減効果試算）

***建替え***

【統合・転用は財産活用課

と検討】

参考資料２

-18 -

財産所管課

（８月～）